

Newsletter

平成23年度税制改正案

Contents

- ▶ 法人関連税制 2
- ▶ 国際課税 9
- ▶ 金融・証券税制 15
- ▶ 消費課税 17
- ▶ 所得税 19
- ▶ 相続税 22
- ▶ 納税環境整備 25

平成22年12月16日に、政府税制調査会により取りまとめられた「平成23年度税制改正大綱」が公表されました。

本ニュースレターにおいては、「平成23年度税制改正大綱」のうち、法人関連税制、国際課税、金融・証券税制、消費課税等における主な改正・見直し事項をご紹介します。

また、平成23年度税制改正大綱に掲載されている改正内容の解説後に、必要に応じて改正点のポイントや新制度の留意点などを四角枠の中に掲載しています。改正内容と併せてご参照ください。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

本号は、平成22年12月時点の情報に基づいて執筆しています。

平成23年度税制改正の内容については、平成23年6月号以降のニュースレターをご確認ください。

法人関連税制

(1) 法人実効税率の引下げ

① 法人実効税率の引下げ

我が国企業の国際競争力の向上等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するために、国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられることになりました。

東京都の場合には、国税と地方税を合わせて5.05%(法人税分が4.18%、法人住民税分が0.87%)下がり、現行の法人実効税率40.69%が35.64%となります。

② 法人税の税率

法人税の税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、以下のとおり引き下げられます。この改正は、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

	現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 「現行」欄のカッコ内は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。

(注2) 「改正案」欄のカッコ内は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(注3) 中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として「現行」の税率が適用されます。

本号は、平成22年12月16日に公表された「平成23年度税制改正大綱」に基づいて作成しています。文中はすべて「大綱」と省略して記載しています。

- ▶ 「平成23年度税制改正大綱」は、内閣府(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/>)又は財務省(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm>)のページに掲載されています。これらのページより最新情報をご確認ください。

(2) 欠損金の繰越控除制度

① 欠損金の控除限度額

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等における控除限度額については、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の80%相当額とし、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の80%相当額とされます(中小法人等、特定目的会社・投資法人等支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行どおり控除限度額の使用に制限はありません)。

なお、会社更生等による債務免除等があった場合については、現行どおり欠損金の損金算入ができるようにする等所要の整備が行われます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ▶ 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社等、相互会社等の100%子法人、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除く。)
- ▶ 公益法人等
- ▶ 協同組合等
- ▶ 人格のない社団等

② 欠損金の繰越期間等

(a) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間等が9年(現行7年)に延長されます。

(b) 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限は9年(現行7年)に延長されます。

(c) 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間は9年とされます。

上記の(a)及び(b)の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用され、上記(c)の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

- ▶ 法人実効税率5%引下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し等による税効果会計への影響については、2010年12月16日発行のニュースレター(<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Japan-Newsletters>)をご参照ください。

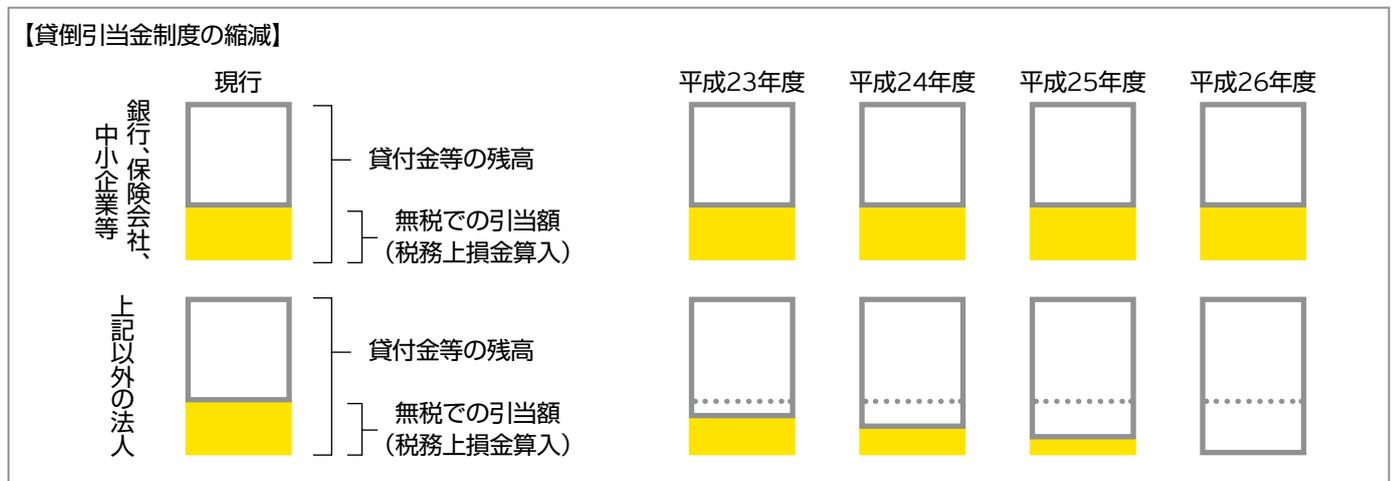
(3) 減価償却制度の見直し

- ① 平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した数(現行2.5倍した数)とされます。改定償却率及び保証率についても所要の整備が行われます。
- ② 定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法により償却することができる経過措置が講じられます。
 また、現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産について、平成23年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置が講じられます
- ③ 現行制度の適用実績が低調である特別償却制度等については、廃止・縮減等が予定されています。

(4) 貸倒引当金制度の見直し

貸倒引当金制度について、適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されます。

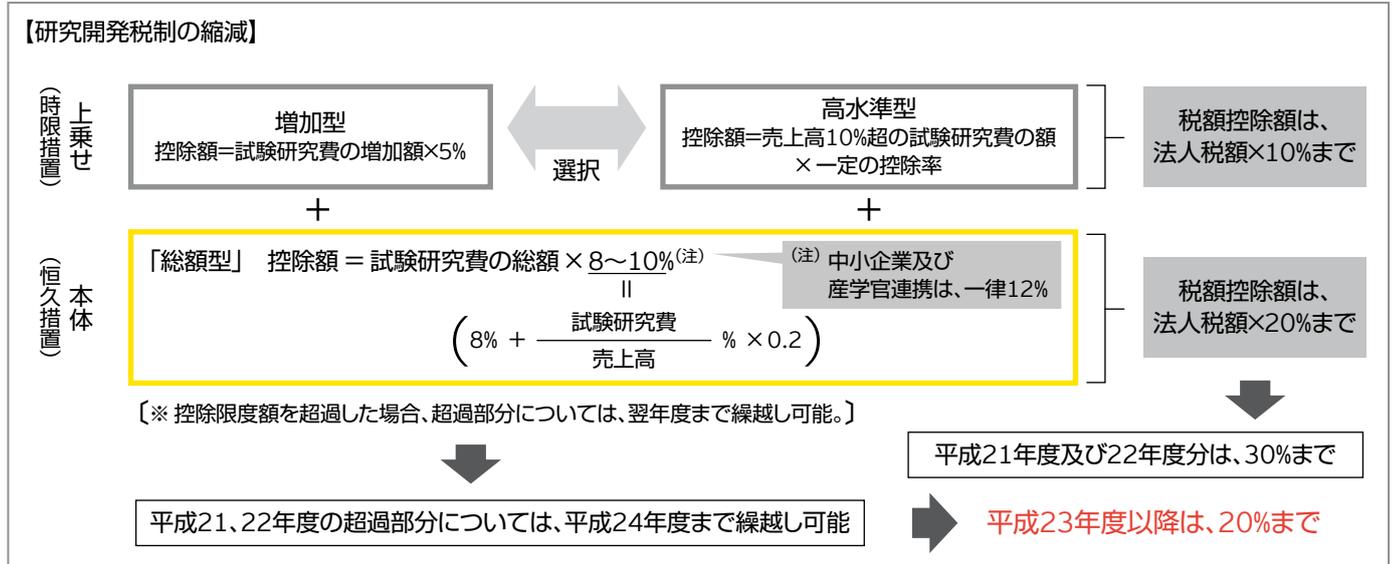
なお、これらの法人以外の法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は3/4、平成24年度は2/4、平成25年度は1/4の引当てを認める等の経過措置が講じられます。



(出典：経済産業省 「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月 8ページ)

(5) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の廃止

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例は、適用期限の到来をもって廃止されます。



(出典：経済産業省 「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月 5ページ)

(6) グループ法人税制の見直し

平成22年度税制改正において創設された100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次のとおり所要の見直しが行われます。

なお、法人住民税及び法人事業税においても、これらの見直しを踏まえ所要の措置が講じられます。

① 清算中の法人等の株式に係る評価損の計上

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととされます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に行う評価換え等について適用されます。

- ▶ 平成22年度税制改正により、100%グループ内の他の内国法人の残余財産が確定した場合には、原則としてその株主に欠損金を引き継ぐとともに(法法57②)、他の内国法人の株式に係る清算損失は損金に算入しないものとされました(法法61の2①⑥)。清算損失は損金算入できないものの、清算前に株式評価損を計上することは従前と同様に可能であることから(法法33)、評価損の損金算入と欠損金の引き継ぎの両方が適用される場合があることが指摘されており、この点について見直しが行われるものと考えられます。なお、同様の事象が生じうるケースとして、解散や適格合併が見込まれる場合についても対象になるものと考えられます。

② 解散の場合のマイナスの資本金等の額の取扱い等

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備が行われます。

- ▶ 平成22年度税制改正により、清算所得課税が廃止され所得課税に移行するとともに、残余財産がないと見込まれる場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められることとなりました(法法59③)。清算会社が債務超過の場合には、通常は課税が生じないこととなりますが、自己株式の取得や組織再編成などによって資本金等の額がマイナスとなっている場合には課税が生じる場合があることが指摘されており、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度を含め見直しが行われるものと考えられます。

③ 自己株式の適格現物分配

適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配が除外されます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる適格現物分配について適用されます。

- ▶ 平成22年度税制改正により、適格現物分配の制度が創設されるとともに(法法二十二の十五)、適格合併等の場合と同様、適格現物分配についても欠損金の制限措置等の対象とされました(法法57④、法法62の7①)。適格現物分配による移転資産が被現物分配法人の株式(自己株式)である場合には、被現物分配法人が自己株式を処分しても資本等取引であるため含み益が実現することはなく、欠損金の制限措置等の対象とする必要がないことから、この点について見直しが行われるものと考えられます。

④ 中小法人向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととされます。

- (a) 軽減税率
 - (b) 特定同族会社の特別税率の不適用
 - (c) 貸倒引当金の法定繰入率
 - (d) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
 - (e) 欠損金の繰戻しによる還付制度
 - (f) 中小法人における欠損金等の繰越控除限度額及び貸倒引当金制度の存置
- (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいいます。

- ▶ 平成22年度税制改正により、大法人の100%子法人については中小法人向けの特例措置が適用されないこととされました。100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている場合など、本来の趣旨からすれば中小法人向けの特例措置の適用対象外となるべき法人に特例が適用される場合があることが指摘されており、この点について見直しが行われるものと考えられます。

(7) その他の法人関連税制

上記以外で法人に関連する主な改正項目の内容は以下のとおりです。

① 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価について、切放し低価法が廃止されます。なお、平成23年4月1日以後に開始する各事業年度においては、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって取得価額とする経過措置が講じられます。

② 一般の寄附金の損金算入限度

一般の寄附金の損金算入限度額については、現行の1/2相当額に引き下げられます。

③ 法人税の中間納付制度

法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の6/12を超える場合には、仮決算による中間申告書が提出できないこととされます。

④ 企業会計基準第24号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の導入に伴う手当て

『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の導入により、次の措置が講じられます。

(a) 陳腐化償却制度の廃止

(b) 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とされます。

(c) 確定申告書等の添付書類として過年度事項の修正内容を記載した書類が追加されます。

- ▶ 同会計基準は、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されます。会計上遡及処理が行われた事業年度の確定申告書等には、添付書類として遡及処理後の財務諸表を添付し、必要に応じて別表五(一)の利益積立金額欄等の調整が必要になるものと思われます。
- ▶ 大綱では、減価償却制度の一部についての整備が行われることが明らかになりましたが、その他損金経理要件が付されている費用について会計上遡及処理が行われた場合の税務上の取扱いについては、大綱では明らかにされていません。

⑤ 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が3年延長されます。

⑥ 雇用促進税制

青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を、前事業年度末に比して10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、その事業年度の法人税額から増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置が講じられます。

⑦ 環境関連投資促進税制

青色申告書を提出する法人が、エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができることとされます。

上記の改正は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等した設備等について適用されます。

⑧ 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制

激しい国際競争にさらされている我が国の企業立地環境を改善するため、地域や対象企業の特色に応じて次の税制上の措置が講じられます。

(a) 総合特区制度

総合特区制度の創設に伴い、主に次の措置が講じられます。

- ▶ 国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象とした国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をした場合には、その取得価額の50%(建物等については、25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができることとなります。

上記の改正は、総合特別区域法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用されます。

- ▶ 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する一定の指定法人(当該区域内の新設法人等に限る。)が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された事業等を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができることとされました。

なお、この措置を受けられる国際戦略総合特別区域の指定数は少数に限定され、この措置を受ける事業年度においては、国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税額控除は適用されません。

上記の改正は、総合特別区域法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます。

(b) アジア拠点化推進のための税制

青色申告書を提出する法人である特定外国法人等設立会社(仮称)で、専ら、研究開発事業又は国際的統括事業を行うものが、事業計画等について主務大臣の認定を受けた場合には、その認定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置が講じられます。なお、研究開発事業を行う法人がこの措置の適用を受ける事業年度においては、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除は適用されません。

上記の改正は、特定外国法人による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人のその認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます。

国際課税

1. 外国税額控除制度

外国税額控除制度について、制度の適正化を図る観点から次のような見直しが行われます。

(1) 外国法人税の範囲

複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度の適用上、外国法人税及び外国所得税に該当しないものとされます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に納付することとなる外国法人税及び外国所得税について適用されます。

- ▶ 最高裁判所平成21年12月3日判決^(注)など、以前より問題が生じていた論点について、今回の改正で外国法人税の範囲が明確化されることになりました。

(注) 平成20(行ヒ)43法人税更正処分取消等請求事件

(2) 控除対象外国法人税の額

今回の法人実効税率の引下げに合わせて、高率負担の水準も見直されることになり、外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準が、35%超(現行50%超)に引き下げられます。

(3) 控除限度額の計算

- ① 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額(現行3分の2)が除外されることとなります。ただし、経過措置として、2年間は非課税国外所得の6分の5が除外されます。
- ② 控除限度額の計算の基礎となる国外所得の90%制限に係る特例は、廃止されます。
- ③ 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができる所得(租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除きます。)で当該条約相手国等において外国法人税又は外国所得税を課されるものは、国外所得に該当するものとされます。

- ▶ 二重課税が発生していない非課税の部分を控除限度額の計算から除外することで、彼此流用の余地の縮減が図られることになりました。
- ▶ 外国株式を保有している内国法人が当該株式の譲渡により外国で事業譲渡類似課税等を受ける場合において、当該譲渡所得が国外所得に該当するの否かの議論がありましたが、一定の要件のもと国外所得に該当するものとして取り扱われるようになりました。

2. 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制の円滑な執行を図る観点から、次のような措置が講じられます。

(1) 租税負担割合の判定

- ① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されます。
- ② 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされます。
- ③ トリガー税率の判定上、複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国法人税及び外国所得税に該当しないものとされます。

▶ 外国関係会社の本店所在地国で配当免税制度が導入されている場合において、配当免税制度の適用を受けるための一定の条件(持株割合要件等)の有無により、当該配当がトリガー税率の計算上、非課税所得として取り扱われるか否かの問題がありましたが、今回の改正で持株割合要件等が廃止されることになりました。今後は、配当免税の適用を受けるために特別な条件が付されていない国(例えば、ドイツ)に所在する外国関係会社の取扱いに注目する必要があると思われれます。

(2) 適用除外基準

株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことが明確にされます。

(参考)

- ▶ 平成22年11月30日付で租税特別措置法関係通達66の6-16の3(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)が公表されています。

(3) 合算金額の計算

日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことが明確にされます。

(4) 資産性所得の範囲

資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされます。

(5) 資産性所得の合算金額の計算

- ① 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されます。
- ② 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時（現行は、償還の直前）の総資産の帳簿価額を用いることとされます。
- ③ 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法（移動平均法等により計算）が明確にされます。
- ④ 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされます。
- ⑤ 資産性所得合算課税制度における次の現行の適用除外基準について、それぞれ次の措置が行われます。
 - (a) 資産性所得割合基準（当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること）
…「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことの明確化
 - (b) 収入金額基準（資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること）
…「収入金額」の定義の明確化（償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等）

上記の改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額（当該特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限ります。）について合算課税を行う場合について適用されます。ただし、上記(3)の改正は、特定外国子会社等の平成23年4月1日以後に行われる現物分配について適用されます。

3. コーポレート・インバージョン対策合算税制

特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等について、上記2.の外国子会社合算税制と同趣旨の改正が行われます。

上記の改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国法人の合算対象とされる金額について合算課税を行う場合について適用されます。

4. 外国法人の現物出資

外国法人が行う現物出資について、次の措置が講じられます。

(1) 1号PEを有する外国法人が行う現物出資

- ① 外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止されます。
- ② 現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合に繰り延べた譲渡益に対して課税を行う取戻し課税が廃止されます。

(2) 外国法人が行う現物出資の適格性

上記(1)の改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資を適格現物出資に該当しないこととする等の所要の整備が行われます。

- (注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる現物出資について適用されます。なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合についても、取戻し課税は行わないこととされます。

- ▶ 外国法人が現物出資法人となって内国法人に現物出資する場合の課税関係が、内国法人同士で行われる現物出資の課税関係と比較して、現物出資の適格性要件と譲渡損益の認識要件の整合性がとれていないと従来から指摘されており、今回の改正でその課税関係が見直されることになりました。
- ▶ (2)の国外にある資産等の定義については、大綱では明らかではありません。

5. 移転価格税制の見直し

OECD移転価格ガイドラインが平成22年8月に改定されたこと等に伴い、移転価格税制が、次のとおり改正されることとなりました。

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し(Best Method Ruleの導入)

- ▶ 現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されます。

- ▶ 現行の税制では、基本三法(独立価格比準法、原価基準法及び再販売価格基準法)がその他の方法に優先して適用されることになっていますが、同ガイドラインが米国財務省規則と同様にBest Method Ruleを採用したことに伴い、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正することとしたものです(措法66の4②の改正)。
- ▶ 独立企業間価格を算定するために何が最適な方法であるかについては、議論が分かれるところですので、事務運営指針等により運用の明確化が図られる見込みです。

- ▶ 独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法(措令39条の12⑧)の下位分類として同ガイドラインにおいて認められている算定方法(比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法)が同項の改正により明確化される見込みです。

- ▶ 同項の規定は寄与度利益分割法を規定しているもので、比較利益分割法及び残余利益分割法については、措通66の4(4)―4及び5に規定されているに過ぎず、これらの算定方法を用いてなされた課税処分は法令根拠がないのではないか、との議論がありました。今後はそのような議論は不要になると思われま。

上記の改正は、周知を図る必要性等から、平成23年4月1日以後に開始する事業年度からではなく、平成23年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 独立企業間価格幅(レンジ)の取扱いの明確化

国外関連取引の価格等が、レンジの中にある場合には、課税処分を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値(例えば、中位値)を用いた独立企業間価格の算定もできることが事務運営指針等において明確化されます。

- ▶ 課税事案では、特定のポイントを用いて課税処分が行われることから、独立企業間価格幅(レンジ)の取扱いについて必ずしも明確ではありませんでした(事前確認については、「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例27参照)。すなわち、複数の比較対象取引がある場合にはその単純平均値を用いて課税処分が行われているようですが、課税処分を受ける取引の実績値が複数の比較対象取引の価格等の幅の中に収まっている場合にも課税処分が行われたり、複数の比較対象取引の価格等の分布に偏りがある場合でも単純平均値により課税処分が行われたこともあったようです。

(3) シークレットコンパラブルの運用の明確化

納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブル(類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報)が適用される場合の具体例やシークレットコンパラブルを用いる際は守秘義務の範囲内でその内容を説明することが事務運営指針等に規定され、明確化されることになりました。

- ▶ シークレットコンパラブルについては納税者が入手できないデータを用いて課税を行うことは公平ではなく、また納税者側から十分な反論もできない等の批判があり、近年、税務当局も慎重な運用に努めていることから、実務的な影響の大きい改正と捉えることができます。

(4) その他

上記(1)から(3)までの改正のほか、同ガイドラインの改定を踏まえ、運用上必要な見直しが行われます。

また、先日署名が行われた日蘭租条約及び日本-香港租税協定において仲裁制度が導入されたことを踏まえ、仲裁の申立手続等に関する規定の整備が行われます。

金融・証券税制

(1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る優遇措置の延長

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限が2年(平成25年12月31日まで)延長されます。

(2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(いわゆる日本版ISA)措置の施行延期等

個人による株式市場への積極的な参加を促すことを目的として平成22年度税制改正において平成24年から導入されることとなっていた非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置が講じられます。

① 施行日の延期

施行日が2年延長され、平成26年1月1日からの適用となります。

② 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものが追加されます。

- ▶ 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
- ▶ 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
- ▶ 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の見直し

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等が加えられます。

- ① 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引(同法2条14項1号から5号までに掲げる取引に限り。の)の差金等決済
- ② 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引(同法2条22項1号から4号までに掲げる取引に限り。の)の差金等決済
- ③ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用されます。

- ▶ 現行税制上、店頭金融デリバティブ取引に係る所得については、総合課税とされていますが、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に扱うための改正と考えられます。

(4) 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等の範囲の拡大

上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払いを受ける配当等の要件について、配当等の支払いを受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3(現行100分の5)に引き下げられます。

上記の改正は、平成23年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されます。

- ▶ 現行の会社法における少数株主権の制度との整合性及び所得再分配機能の回復の観点から、事業参加的側面が強いことを勘案して総合課税の対象としている大口株主等の範囲を拡大しようとするための改正と考えられます。

(5) 投資法人(Jリート)・特定目的会社等の導管性要件の見直し

① 国内50%超募集要件の見直し

投資法人に係る課税の特例における導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定を、「発行をする投資口ごと」から「発行をした投資口の合計」で行うこととする見直しが行われます。これに併せて、特定目的会社に係る課税の特例における導管性要件について、優先出資に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定方法が明確化されます。

- ▶ 現行制度では、投資法人は投資口発行の都度、その50%超を国内で募集する必要がありますが、この改正で、過去に発行した投資口を含めた累計で50%超の国内募集を判定できるようになり、海外からの投資資金の供給が期待されます。
一方、特定目的会社の優先出資に係る国内50%超募集要件の判定方法の明確化については、大綱では、詳細が明らかにされていないため、今後の動向に注意が必要と考えられます。

② 税務上の機関投資家の追加

金融商品取引法の適格機関投資家制度の見直しに伴い、機関投資家の範囲に海外年金基金(届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったものに限られます)が追加されます。

- ▶ 現行税制上、海外年金基金によりその発行済株式の100%を保有されている日本法人は機関投資家となるものの、海外年金基金自体は機関投資家ではありません。その理由は、海外年金基金が金融商品取引法の適格機関投資家の範囲に含まれていなかったためです。今回、金融商品取引法の見直しにより届出を条件に海外年金基金がその範囲に追加されるとともに、税務上の機関投資家の範囲にも追加されることになりました。

消費課税

1. 消費税

(1) 免税事業者の要件の見直し

事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しが行われます。

- ① 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度が適用されないこととなります。
 - ▶ 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
 - ▶ 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く)開始の日から6月間の課税売上高
 - ▶ 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(その前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)
- ② ①の適用に当たっては、事業者は、①の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとなります。
- ③ ①に該当することとなった場合には、その旨の届出書を提出することとする等の所要の措置が講じられます。

上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用されます。

- ▶ 消費税の免税点制度について、現行制度では、課税売上高が1,000万円を超えた場合に翌々期から課税事業者となりますが、こうした制度を悪用した法人の新設等を利用した課税逃れを抑制する観点から、課税売上高が上半期(6月)で1,000万円を超える場合には、翌々期ではなく、翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件が見直されます。
ただし、中小企業者の事務負担にも配慮し、課税売上高に代えて支払給与の額が上半期(6月)で1,000万円を超えるか否かで判定することも「できる」とされています。

(2) 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとされます。

上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

- ▶ 現行制度では、事業者の事務負担に配慮する観点から、課税売上割合が95%以上の場合には全ての課税仕入れについて仕入税額控除が認められていますが、制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、本当に事務負担に配慮する必要があると考えられる中小事業者に絞る目的で、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定されます。
この改正により、課税売上高が年5億円超の事業者は、少額の非課税売上(たとえば預金利息など)が発生しただけであっても、全ての課税仕入れを「課税売上対応」「非課税売上対応」「共通対応」のいずれかに区分する必要が生じることになると考えられます(ただし、一括比例配分方式を選択する場合はこの限りではありません)。

(3) 「仕入控除税額に関する明細書」添付の義務化

消費税の還付申告書(仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限る)を提出する事業者に対し任意に提出を依頼している「仕入控除税額に関する明細書」について、還付申告書への添付を義務付けた上、その記載事項の見直しが行われます。

上記の改正は、平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用されます。

- ▶ 消費税の還付を不正に受ける事業者に対処するため、還付申告書を提出する際に任意に依頼されている「仕入控除税額に関する明細書」の添付が法令で義務付けられ、記載事項の見直しが行われます。

2. 地球温暖化対策のための税

我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、「地球温暖化対策のための税」が導入されます。具体的には石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられ、CO₂排出量に応じた税率が上乘せされます。

(1) 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率

原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とされ、その結果、上乘せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりです。

	原油・石油製品 (1kl当たり)	ガス状炭化水素 (1t当たり)	石炭 (1t当たり)
現行	2,040円	1,080円	700円
改正案	2,800円	1,860円	1,370円

上記の改正は平成23年10月1日から実施され、次のとおり所要の経過措置が講じられます。

	原油・石油製品 (1kl当たり)	ガス状炭化水素 (1t当たり)	石炭 (1t当たり)
現行	2,040円	1,080円	700円
平成23年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成25年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成27年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円

(2) 石油石炭税に係る免税・還付措置

現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている以下については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。

- ▶ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
- ▶ 輸入特定石炭
- ▶ 沖縄発電用特定石炭
- ▶ 輸入・国産農林漁業用A重油
- ▶ 国産石油アスファルト等

所得税

(1) 給与所得控除の見直し

① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられます。

現行		改正案	
給与等の収入金額	給与所得控除	給与等の収入金額	給与所得控除
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円	1,000万円超1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
—	—	1,500万円超	245万円

② 高額な役員給与等に係る給与所得控除の見直し

その年中の給与等のうち、給与等の支払者の役員等が、当該給与等の支払者から役員等の職務に対する対価として支払を受けるもの(以下「役員給与等」といいます。)の収入金額が2,000万円を超える場合の当該役員給与等に係る給与所得控除については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされます。

役員給与等の収入金額	給与所得控除額
2,000万円超2,500万円以下	245万円 - (2,000万円を超える部分の金額の12%相当額)
2,500万円超3,500万円以下	185万円
3,500万円超4,000万円以下	185万円 - (3,500万円を超える部分の金額の12%相当額)
4,000万円超	125万円

「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ▶ 法人税法2条15号に規定する役員
- ▶ 国会議員及び地方議会議員
- ▶ 国家公務員(特別職に属する職員のうち一定の者又は一般職に属する職員のうち指定職に該当する者に限られます。)
- ▶ 地方公務員(上記国家公務員に準ずる者に限られます。)

- ▶ 現行制度では、給与所得控除については、給与等の収入金額が増額するとそれに比例して給与所得控除額も増額する仕組みです。改正により、高額所得者に対して、一定の制限を設けることにより、所得再分配機能を回復させる狙いがあると考えられます。

上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

(2) 退職所得課税の見直し

① 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限られます。)が当該退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるもの(以下「役員退職手当等」といいます。)に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ▶ 法人税法2条15号に規定する役員
- ▶ 国会議員及び地方議会議員
- ▶ 国家公務員及び地方公務員

② その他

役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直しに伴い、役員退職手当等と役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法、退職所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の措置が講じられます。

- ▶ 退職金の課税所得は、他の所得に比して控除額が大きく、かつ、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする分離課税であることから、租税回避につながるものが従前より指摘されてきました。例えば、当初から短期間のみ在職することが予定されている法人役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受取るという事例もあったため、今回の改正が行われるものと考えられます。

上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

(3) 成年扶養控除の見直し

① 成年扶養控除の見直し

居住者が次に掲げる成年扶養親族(扶養親族のうち、年齢23歳以上70歳未満の者をいいます。)を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等からその成年扶養親族1人につき、38万円が控除されます。

(a) 特定成年扶養親族

(b) 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族(その年の合計所得金額が400万円以下である居住者の成年扶養親族に限られます。)

「特定成年扶養親族」とは、成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいいます。

- ▶ 年齢65歳以上70歳未満の者
- ▶ 心身の障害等の事情を抱える障害者(障害者控除制度の対象者)等
- ▶ 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等

② 負担調整措置

居住者が特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する場合(その居住者のその年の合計所得金額が400万円を超える場合に限られます。)には、その居住者のその年分の総所得金額等からその成年扶養親族1人につき38万円からその居住者の合計所得金額のうち400万円を超える部分の38%に相当する金額(当該金額が38万円を超える場合には38万円)を控除した残額を控除する負担調整措置が設けられます。

③ その他

成年扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置が講じられます。

上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

相続税

(1) 相続税の基礎控除額及び税率構造の見直し

国税庁の平成21年度の相続税の調査報告によると、死亡者のうち相続税の課税対象となった人の割合(課税割合)は、4.1%となっています。

相続税の基礎控除額は、バブル期における地価急騰による課税割合の増加を懸念して引き上げられていましたが、その後のデフレ進行による地価の下落にもかかわらず、基礎控除額を据置いていたため、課税割合が減少していたと考えられます。

こうした背景と所得格差是正の観点から、大綱では、基礎控除額が引き下げられ、一方で、最高税率が引き上げられるとともに8段階の税率構造になります。

① 相続税の基礎控除額の見直し

現行	改正案
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

② 相続税の税率構造の見直し

	現行	改正案	
1,000万円以下の金額	10%	同左	
3,000万円 //	15%	//	
5,000万円 //	20%	//	
1億円 //	30%	//	
3億円 //	40%	2億円以下の金額	40%
		3億円 //	45%
3億円超の金額	50%	6億円 //	50%
		6億円超の金額	55%

上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 死亡保険金に係る非課税限度額の見直し

500万円に法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限られます。)の数を乗じた金額が非課税限度額とされます。

現行	改正案
500万円 × 法定相続人の数	500万円 × 法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限られます)の数

上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

- ▶ 相続人の生活安定という制度趣旨に照らし、生活に配慮が必要な相続人を対象とすべきことから、死亡保険金に係る非課税限度額の計算上、法定相続人の数が制限されます。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の引上げ

未成年者控除及び障害者控除が次のとおり引き上げられます。

① 未成年者控除

現行	改正案
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

② 障害者控除

現行	改正案
85歳までの1年につき6万円 (特別障害者については12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者については20万円)

上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(4) 相続税の連帯納付義務の見直しについて

連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税については、一定の要件の下、利子税に代える等の措置が講じられます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用されます。

(5) 贈与税の見直し

① 暦年課税

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造が次のように見直されます。

- (a) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造について、生前贈与による財産の有効活用の観点から、次のとおり緩和されます

現行		改正案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同左	
300万円 //	15%	//	
400万円 //	20%	400万円以下の金額	15%
600万円 //	30%	600万円 //	20%
1,000万円 //	40%	1,000万円 //	30%
1,000万円超の金額	50%	1,500万円 //	40%
		3,000万円 //	45%
		4,500万円 //	50%
		4,500万円超の金額	55%

- (b) 上記(a)以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造について、相続税の最高税率の引上げにあわせて、次のように改められます。

現行		改正案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同左	
300万円 //	15%	//	
400万円 //	20%	//	
600万円 //	30%	//	
1,000万円 //	40%	//	
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	45%
		3,000万円 //	50%
		3,000万円超の金額	55%

② 相続時精算課税の適用要件の拡充

次世代への資産の早期移転を促すために、(a)受贈者の範囲に、20歳以上である孫(現行推定相続人のみ)が追加され、(b)贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。

上記の改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

納税環境整備

納税者の立場に立って納税者権利憲章を策定するとともに、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施等の措置を講じることとし、国税通則法について昭和37年の制定以来、最大の見直しが行われます。

(1) 国税通則法の見直し等

① 国税通則法の見直し

国税通則法1条の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨が明確にされ、各種税務手続の明確化等について、国税通則法に規定を集約するよう見直しが行われます。

② 納税者権利憲章の策定

複雑な税務手続を納税者の目から見て分かり易い形で周知するため、①納税者が受けられるサービス、②納税者が求めることのできる内容、③納税者に求められる内容、④納税者に気をつけてほしいことを一連の税務手続に沿って、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示すとの考え方に沿って策定されます。

なお、納税者権利憲章は、平成23年中に準備が進められ、平成24年1月1日に公表される予定です。

(2) 更正の請求等

法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消するとともに、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、次のとおり、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間が延長されます。

① 更正の請求期間の延長

更正の請求期間等が以下のとおり延長されます。

内容	期間	
	現行	改正案
納税者が申告税額の減額を求めることができる更正の請求期間	1年	5年
贈与税に係る更正の請求期間	1年	6年
移転価格税制に係る法人税の更正の請求期間	1年	6年
法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間	1年	9年
課税庁が増額更正できる期間(脱税の場合を除く)	3年	5年

上記の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。また、今般の更正の請求に関する改正趣旨を踏まえ、過年分についても、運用上、増額更正の期間と合わせて、納税者からの請求を受けて減額更正を実施するよう努めることとされています。

② 更正の請求の範囲の拡大

- ▶ 当初申告要件がある措置のうち一定の措置(受取配当等の益金不算入、配偶者に対する相続税額の軽減等)については、当初申告要件を廃止することとされています。
- ▶ 控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される控除額の制限がある措置(所得税額控除、外国税額控除等)について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることが可能となります。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

(3) 税務調査手続

- ① 税務調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、税務調査の事前通知について一定の明確化・法制化が図られます。
- ② 課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、税務調査終了時の手続について一定の明確化・法制化が図られます。

上記の改正は、平成24年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用されます。

- ▶ 税務調査の開始から終了までの手続が明確化されることにより、納税者及び課税庁の双方にとって税務調査期間の短縮等に資することが期待されます。

(4) 還付加算金の計算期間の見直し

更正に基づく法人税の中間納付額等の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日(当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日)までの日数は、当該計算期間に算入しないこととされます。

上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払決定又は充当をする国税に係る還付金に加算すべき金額について適用されます。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、従前の例によります。

(5) 租税罰則(国税関係)の見直し

- ▶ 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれらが併科されます。
- ▶ 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定が創設されます。

上記の改正は、平成23年6月1日以後にした違反行為について適用されます。

(6) 事前照会に対する文書回答制度の見直し

- ▶ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が国税局の受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明することとされています。
- ▶ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間が、最長1年以内(現行180日以内)に延長されます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用されます。

(7) 国税不服審判所の改革

国税不服審判所の改革については、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、不服審査手続、審判所の組織や人事のあり方について見直が進められます。

Contact

法人関連税制

上田 憲治	パートナー	+81 3 3506 2467	kenji.ueda@jp.ey.com
石田 昌朗	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2679	masaaki.ishida@jp.ey.com
南波 洋	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2603	hiroshi.namba@jp.ey.com

国際課税

1. 外国税額控除、外国子会社合算税制等

南波 洋	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2603	hiroshi.namba@jp.ey.com
今井 正輝	マネージャー	+81 3 3506 2110	seiki.imai@jp.ey.com

2. 移転価格税制

別所 徹弥	パートナー	+81 3 3506 3036	tetsuya.bessho@jp.ey.com
川口 尚一	シニアマネージャー	+81 3 3506 2088	shoichi.kawaguchi@jp.ey.com

金融・証券税制

蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
山本 恭司	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2048	kyoji.yamamoto@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

消費課税

石田 昌朗	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2679	masaaki.ishida@jp.ey.com
山本 恭司	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2048	kyoji.yamamoto@jp.ey.com

所得税、相続税

藤枝 昌雄	パートナー	+81 3 3506 2450	masao.fujieda@jp.ey.com
清水 智恵子	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2633	chieko.shimizu@jp.ey.com

納税環境整備

石田 昌朗	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2679	masaaki.ishida@jp.ey.com
-------	----------------	-----------------	--------------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20101221-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。